

街中（まちなか）から
客引き行為をなくそう！

客引き防止 パトロール出発！

8月5日（水）からスタート



四日市市では、繁華街における客引き行為等を防止し、誰もが安心して歩けるまちづくりを進めています。



今年度から新たな体制へ！

これまでは、警察OBを職員として配置し、実施してきた「客引き行為等適正化指導員」の業務の一部を民間警備会社へ委託し、パトロール体制を強化します。



客引き防止パトロール

民間警備会社のパトロール員が、「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」に基づき、繁華街の巡回や指導・啓発を行います。

同日開催！

新体制 出発式・ 街頭啓発キャンペーン

日時 令和8年 8月5日（水）

18：00～（予定）

場所 近鉄四日市駅周辺
（ふれあいモールほか）



啓発グッズを配布し、条例の周知とご協力を呼びかけます。

巡回・指導



条例に基づき
客引き行為等
を指導

関係機関 との連携



警察など関係
機関と連携し
て対応

安心できる まちへ



市民・来街者
の安全・安心
を守ります

客引き行為等を

しない・させない・利用しない



客引き行為等禁止区域では、客引き・誘引・客待ちなどが禁止されています。



違反者に対しては指導・勧告・中止命令を行い、命令に従わない場合は罰則の対象となることがあります。

条例の詳細はこちら



（四日市市ホームページ）

お問い合わせ

四日市市 市民生活部 市民協働安全課

☎ 059-354-8179

（受付時間 平日8:30～17:15）